

# 人種差別撤廃条約第10回・第11回我が国政府報告審査

## 冒頭総括発言（和文）

2018年8月16日

議長，人種差別撤廃委員会委員の皆様，

人種差別撤廃条約第10回・第11回日本政府報告に対する貴委員会による審査に際し，日本政府代表団を代表して，最初に発言申し上げます。

まず，人種差別の撤廃という崇高な目標に向かって，日々精力的に活動されている貴委員会の活動に敬意を表するとともに，本日，貴委員会と建設的な対話の機会を得られたことを光栄に思います。

99年前，パリ講和会議において，日本も積極的に参加する形で，国際社会と人種差別との闘いが始まりました。その後，第二次世界大戦を経て，1945年の国連憲章，1948年の世界人権宣言，そして，最初の試みから50年後，1969年に発効した人種差別撤廃条約で具現化しました。

我が国は，戦後70数年の間，一貫して，民主主義，自由，人権，法の支配といった基本的価値に重きを置き，国内外の人権状況の保護・改善のための努力を継続してきました。本審査を迎え，100年近く前の先達の掲げた理想と70年以上前の第二次世界大戦への反省を胸に，国連を始めとする国際社会及び市民社会と連携し，引き続き全ての人の人権の保護・促進に貢献していく決意を改めて表明します。

議長，人種差別撤廃委員会委員の皆様，

ここで政府報告でも取り上げた我が国の最近の主な取組をいくつか説明いたします。

まず，我が国では，近年特に社会的関心を集めているいわゆるヘイトスピーチ問題に対処するため，2016年6月に，「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。同法律は，本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されない

ことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、制定されたもので、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としています。我が国は、同法の趣旨を踏まえ、いわゆるヘイトスピーチが許されないことについての啓発活動や、被害相談に対応するための体制の整備、外国語人権相談の利便性向上を図るための取組、その他ヘイトスピーチの解消に向けた取組を実施しています。差別意識を生じさせることにつながりかねない言動については、我が国は、人権擁護の観点から注視し、引き続き、相談体制の整備や啓発活動等、ヘイトスピーチの解消に向けた取組を適切に推進していきます。

次に、我が国は、先住民族であるアイヌの人々の人権を尊重した総合的政策を確立するよう積極的な施策に取り組んでいます。

中でも、アイヌ文化復興等に関するナショナルセンターとなる「民族共生象徴空間」については、2020年4月に一般公開するため、北海道白老町に、その主要施設となる「国立アイヌ民族博物館」、「国立民族共生公園」等の整備や開業準備を政府が中心となって進めています。この民族共生象徴空間は、我が国が将来に向けて先住民族の尊厳を尊重し差別のない多様で豊かな文化を持つ活力ある社会を築いていくための象徴という、重要な意義を有する国家的なプロジェクトとして、長期的視点に立って取り組むべき政策です。

我が国は、引き続き、アイヌの人々の文化の振興やアイヌの伝統等の知識の普及・啓発、アイヌの人々の生活の向上を図るための施策等を推進していきます。

今回の政府報告作成に当たっては、多くの関係府省庁の関与を得たほか、外務省ホームページを通じて市民社会から幅広く意見募集を行うとともに、NGOをはじめとする市民社会との意見交換会を開催いたしました。この他、政府報告の提出前に限らず、提出後にも、ご意見したいと希望される方には、可能な限り時間を設け意見を拝聴しました。政府としては、人権尊重の促進に向けた民間レベルでの活動の重要性を認識しており、今後とも市民社会との対話に意を用いていく考えです。

議長、人種差別撤廃委員会委員の皆様、

日本は島国であり、閉鎖的・排他的であるというステレオタイプがあるかもしれませんが、近年、我が国を訪問する外国の方々も急増しています。前々

回審査が実施された2010年には約861万人だった訪日外国人数は、前回審査が実施された2014年には、約1,341万人となり、昨年2017年には、約2,869万人まで増加しました。首都・東京のみならず、日本各地で訪日外国人の方が温かく迎えられ、そして、我が国を訪問した外国人の多くはリピーターになっています。また、様々な出自の日本国民がスポーツ等で活躍している姿を、国民は自然な形で喜び、応援しています。

御存じのとおり、我が国は、2020年に東京オリンピック・パラリンピック競技大会を開催する予定です。

オリンピック憲章・オリンピズムの根本原則には、「スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない」とあります。

我が国としては、このオリンピック憲章を尊重し、憲法及び本条約の前文の精神を踏まえ、人種、民族等も含めいかなる差別も許すことなく、今後も人権の保護・促進に貢献するべく、たゆまぬ努力を行っていく所存です。

また、人種差別撤廃条約に関する今回の重要な審査において、我が国代表団は、委員の皆様に関心事項に対し誠意を持って最大限の回答を行う用意があります。有意義な議論が行われることを希望します。

ありがとうございました。

(了)